裁判所予算の編成日程｜業務プロセス・役割分担

山中弁護士ブログ｜令和8年10月25日作成

裁判所予算は，最高裁が8月31日までに見積を送付し，内閣の閣議決定を経て，例年3月下旬に成立する

法令の手続（財政法・予算決算及び会計令）と，令和2～9年度の財務省の公表日程から見た標準的な流れ（通常と異なった年度は左下）

主体 ＼ 段階	①概算要求基準 7月～8月上旬	②見積送付・概算要求 8月31日まで／公表は9月上旬	③査定・調整 9月～12月	④政府予算案の閣議決定 12月20日～27日	⑤国会提出・審議・成立 1月提出→3月下旬成立
最高裁判所 （最高裁判所長官）		**見積書類を作製し，内閣に送付** （財政法17条1項） **期限＝前年度の8月31日** （予算決算及び会計令8条1項）	**概算の閣議決定の前に，内閣から意見を求められる** （財政法18条2項）	見積を減額されたとき 内閣が見積の詳細を予算に附記し，国会が修正する場合の財源も明記する （二重予算・財政法19条）	・**概算の範囲内で予定経費要求書等を財務大臣に送付** （財政法20条2項） ・成立後，「予算の概要」等を裁判所のサイトに掲載
		↓ 見積書類を送付	↑ 意見を求める		
内閣・財務大臣 （閣議・財務省）	**概算要求基準を閣議了解** （令和9年度予算は令和8年7月30日）	・最高裁の見積書類を，遅滞なく財務大臣に回付（予算決算及び会計令8条2項） **・各省各庁の概算要求を公表** （令和9年度予算は9月4日）	**財務大臣が見積を検討・調整して概算を作製** （財政法18条1項）	**予算の概算（政府予算案）を閣議決定** （財政法18条1項）	・要求書等に基づき予算を作成し，閣議決定（財政法21条） **・国会に提出** （1月中が常例・同法27条）
					↓ 予算を提出
国会 （衆議院・参議院）					**成立（例年3月下旬）** 不成立時は内閣が必要に応じ暫定予算を提出（財政法30条）
日付の実績 （令和2～8年度）	7月7日～8月8日 （令和3年度の閣議発言を含む）	公表：9月3日～9月7日（令和3年度を除く）	—	12月20日～12月27日	提出：1月17日～26日 成立：3月22日～31日 （いずれも令和8年度を除く）

通常と異なった年度

・令和3年度：概算要求基準は閣議了解ではなく財務大臣の閣議発言（7月21日）。政令（令和2年政令第230号）で見積書類の送付期限を9月30日に延長し，概算要求の公表は10月7日
・令和7年度：衆議院で修正の上可決，参議院でも修正の上可決され，衆議院の同意を経て3月31日に成立
・令和8年度：国会提出が2月20日。暫定予算（3月30日成立）を経て，本予算は4月7日に成立

裁判所予算を確かめる時期

・概算要求の公表後：裁判所のサイトに「概算要求の概要」等
・概算の閣議決定後：政府予算案（財務省が公表）
・成立後：「予算の概要」「一般会計歳出予算各目明細書」

出所：財務省「予算」各年度の頁（令和2～9年度。令和5年度はWARP保存頁）。財政法17条～21条・27条・30条，予算決算及び会計令8条，令和2年政令第230号はe-Gov法令検索（令和8年10月25日確認）。
注：標準的な流れの模式図。日付の実績は本記事第2の年度別表（財務省の各年度の頁。令和3年度の成立日は国会会議録）から算出。